

# 企画提案仕様書

## 1 委託事業名

令和7年度琉球泡盛等マーケティング強化事業委託業務

## 2 委託期間

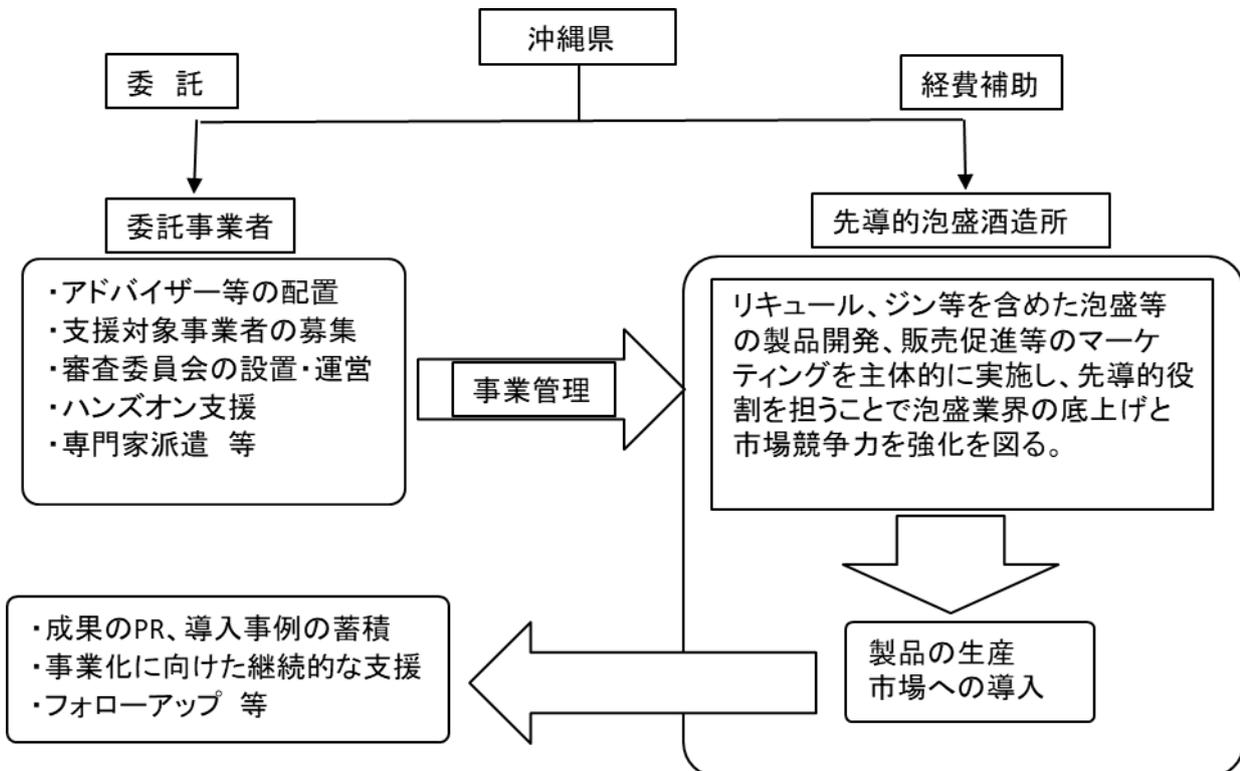
契約締結の日から令和8年3月31日まで

## 3 事業目的

泡盛製造業は、離島を含む地域の経済と雇用に寄与する重要な産業であるとともに、伝統行事や料理など県民の生活に深く結びついた歴史的・文化的にも重要な産業である。

しかしながら、平成17年度以降、「消費者嗜好の多様化」等の影響等もあり、泡盛の出荷数量は16年連続で減少し、コロナ禍後に一時的に回復したが、再び減少傾向となるなど、泡盛業界は大変厳しい経営環境におかれている。

このような厳しい状況において、泡盛業界における先導的な役割を担う企業のマーケティング等を支援することで、泡盛業界全体を底上げし、市場競争力の強化を図る。



#### 4 積算見積について

(1) 積算見積は令和7年度から令和9年度までの3年度分を作成することとし、各年度とも次の金額の範囲内(消費税込み)で作成すること。

令和7年度：8,743千円

令和8年度：8,743千円

令和9年度：8,743千円

※上記金額は企画提案のために提示する金額であり、契約金額ではない

(2) 見積は税抜き価格で積算し、別途消費税額を計算し、積算合計額を記載すること。

(3) 各経費については、単価、月数、回数、個数等、見積もり条件が確認出来るように記載すること。

(4) 積算の項目については、次の経費区分で作成すること。

経費項目	内容
I. 人件費	本業務に直接従事する者の人件費
II. 事業費	
旅費	本業務を行うために必要な出張に係る経費、委員旅費等
謝金	委員謝金等
賃借料及び使用料	評価委員会、会議、講演会等実施に係る公演会場使用料及び事業を行うために必要な機械器具等のリース等に関する経費
印刷製本費	本業務を行うために必要な印刷(コピー)等に関する経費
補助職員人件費	本業務を行うために必要な補助職員に関する経費
その他諸経費	本業務を実施するために必要な経費で、上記以外の経費項目について適宜追加
III. 再委託	契約の履行に際して、受託者が当該業務の一部を第三者に委任し、又は請負わせるために必要な経費
IV. 一般管理費	委託事業を行うために必要な経費であって、当該業務に要する経費としての抽出、特定が困難な経費について、委託契約締結時の条件に基づいて一定割合の支払いを認められた間接経費 I. 人件費 + II. 事業費 の10%以内とする ※III. 再委託は含めない。

※I から III までについて、消費税等相当額が含まれる場合は当該額を除いて計上すること。

※I から IV までの合計額に 10%を乗じ、円未満を切り捨てた額を消費税等額として、計上すること。

## 5 委託内容

受託者は、以下に掲げる業務を行う。

### (1) 体制構築

沖縄県酒造組合に加入する泡盛製造者が、琉球泡盛等マーケティング強化事業費補助金を実施する過程において必要とされる幅広い情報、人的ネットワーク及び技術などマーケティングに関して高い知見を有する専門アドバイザー等を配置した体制を構築する。

### (2) 琉球泡盛等マーケティング強化事業費補助金の公募

琉球泡盛等マーケティング強化事業費補助金の周知、公募説明会の開催、申請書類の受付、事業者からの照会対応、事前ブラッシュアップ等の支援を行う。

#### ① 琉球泡盛等マーケティング強化事業費補助金の周知

多くの泡盛製造業者が当該補助金申請を検討する機会が得られるよう、効率的かつ効果的な周知方法を企画し実施する。

#### ② 申請書類の受付

公募期間中、応募の要件に合致する申請書類をすべて受領し、これを取りまとめる。

#### ③ 事業者からの照会対応

電話、文書、メール、訪問その他の方法により事業者から本事業に関する照会があった場合には、これに対応する。

#### ④ 事前ブラッシュアップ等の琉球泡盛等マーケティング強化事業費補助金策定支援

受託者の有する知見やネットワークを生かし、申請案件をブラッシュアップし、効率的かつ効果的な補助事業となるよう支援する。

### (3) 審査委員会の設置・運営

- ・ 当該補助金の審査や助言等をするにあたり、専門的な意見や提案を得るため、マーケティング、SNS等IT関係、酒類関係者、その他有識者等5名程度で構成する審査委員会を設置し、運営を行う。
- ・ 審査委員については、沖縄県と協議のうえ決定する。
- ・ 審査委員会は、プロジェクトの審査や助言等を行う。

### (4) 提案の審査・採択案の決定

#### ① 基本的な考え方

事務局、審査委員会等による段階的な審査を行う。また審査委員会を補完するため必要に応じて、外部専門家による審査を行う。

## ② 事務局の審査業務

### ・ 提案受付、指導

様式のチェック、再提出が必要であれば改善アドバイスなどを行う。

申請補助金をブラッシュアップし、効率的かつ効果的な補助金事業となるよう支援する。

### ・ 提案書の可能性評価

文献、インターネット調査、提案内容に関する関係者ヒアリング等を行う。

### ・ 経営状況の評価

経営状況等に関するヒアリング、財務状況の確認を行う。また必要に応じて、企業情報データベースの活用や、調査会社への依頼による信用調査を行う。

### ・ 審査資料の作成

全提案書を取りまとめた審査用資料を作成する。

## ③ 審査委員会

・ 審査委員は、採択審査会、成果報告会にて、当該補助金の応募案件の評価を行うとともに必要に応じて、補助金申請者に対して助言等を行う。

・ 採択審査会は、事務局の審査用資料、提案者によるプレゼンテーション等の内容の評価を行い、最終順位(採択案)を決定する。

・ 成果報告会は、各応募案件でプレゼンテーションを行い、審査委員はこれに対して助言等を行う。

## ④ 採択案の決定

審査委員会で決定された採択案に基づき、積算内訳書を査定し、提案者に対し、査定した金額での応募案件の実現可能性を確認する。予算の範囲内で採択案を作成し、県に報告した上で、申請事業者に対して審査結果の通知を行う。

## (5) 事業者と県の契約及び予算執行に関する助言

採択された提案について、県が補助金の交付を決定したときは、事業者が補助金を執行する上で、事業者に対し経理事務処理について助言を行う。

## (6) 中間検査及び確定検査

採択事業者からの実績報告書を審査し、沖縄県の行う中間検査及び確定検査においては、検査関係書類整理等、受験の支援を採択事業者に行う。

## (7) 採択案件実施等の支援

専門アドバイザー等は有する知見やネットワークを生かし、事業者の抱える課題解決に必要なハンズオン支援を実施しながら、採択案件を支援する。

(8) 本事業における活動指標・活動目標

本事業の活動目標は下記表1のとおり、成果目標は下記表2のとおりとする。

(表1)

活動指標	活動目標
採択数	4件

(表2)

成果指標	成果目標
泡盛製造業 営業黒字企業数	23者→25者

※上記活動目標、成果目標は沖縄振興特別推進交付金として、当該事業が掲げているものである。

(9) 成果の周知

① 成果の周知

採択案件の実施期間中に本事業にかかる成果や事業化への取り組み状況等について、ホームページ上での公開や成果報告会の開催等により、広く調査成果のPRに努める。

6 事業者が実施する琉球泡盛等マーケティング強化事業費補助金の考え方

事業者が実施する当該補助金の内容は次のとおりとする。

(1) 対象事業者

沖縄県酒造組合に加入する酒類製造者又はその共同体であること。

(2) 対象プロジェクト

対象事業者が行う、以下の要件を満たす応募案件とする。

- ・琉球泡盛又は琉球泡盛を原料とした製品のマーケティングの実施等であること。
- ・県民、観光客、インバウンド又は県外をターゲットにした製品であること。
- ・製品開発の主要な工程を県内で実施すること。
- ・事業終了後、プロジェクトの実施等の成果を泡盛業界に報告できること。
- ・事業化により泡盛産業における先導的な役割を担う企業への成長と本県の経済振興及び雇用の創出が期待できること。

(3) 令和7年度琉球泡盛等マーケティング強化事業委託業務（委託）

予算額 8,743千円

#### (4) 琉球泡盛マーケティング強化事業費補助金事業（補助）

- ① 沖縄県酒造組合に加入する泡盛製造者（組合員）
- ② 1 製造者当たりの補助交付限度額 3,250 千円（補助率 9 / 10 以内）  
予算上限額が 13,000 千円（交付限度額で算出すると 4 製造者が対象となる）
- ③ 複数の製造者が連携してプロジェクトを実施する場合は、その数に応じた限度額とすることができる。

### 7 業務の実施状況に関する事項

- (1) 本業務の進捗状況を毎月沖縄県に報告すること。また、沖縄県担当者は受託事業者に対し、随時作業の状況報告を求めることができる。
- (2) 円滑かつ効率的に事業を実施するため、沖縄県担当者と受託事業者は相互連携の下、作業を進めるものとし、疑義が生じた場合は、その都度沖縄県担当者と受託事業者の間で十分に協議を得た上、対処するものとする。
- (3) 経営やマーケティングを支援する他機関・団体との連携を図りながら、支援対象事業者のプロジェクトの事業化を促進すること。
- (4) 事業完了時に実際に要しなかった経費があるときは、相当の委託料を減額する。

### 8 事業の成果品及び著作権

- (1) 成果物については、県がオープンデータとして取り扱うことができるよう、次の事項に留意すること。
  - ① PDF ファイルについては、文字列検索ができるようなデータ形式とすること。  
また、可能な限り、目次からのジャンプ機能やしおり機能を付加すること。
  - ② 外部から引用したデータが含まれる場合は、その引用元を明確にした上でリンクを設定し、可能な限り、引用元に対して二次利用することを含めて利用許諾を得ること。
- (2) 成果物に係る著作権者人格権を行使しないこと。  
成果物の著作権及び所有権は、沖縄県に帰属するものとする。ただし、本業務委託にあたり、第三者の著作権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。
- (3) 業務完了報告書として、業務活動報告等を記載した成果報告書（詳細版）を県提出用に 1 部及び電子ファイルを、公表用の成果報告書 50 部を納品すること。

### 9 再委託の制限について

#### (1) 一括再委託の禁止

契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせることができない。また、以下の業務（以下「契約の主たる部分」という。）については、そ

の履行を第三者に委任し、又は請負わせることができない。

(2) 再委託の相手方の制限

① 上記(1)で定める「契約の主たる部分」とは以下のとおりとする。

ア 契約金額の50%を超える業務

イ プロジェクトの公募、要件審査、評価・フォローアップ等の根幹的な業務

ウ 企画判断、管理運営、指導監督、確定検査などの統括的かつ根幹的な業務

② 本契約の公募参加者であった者に契約の履行を委任し、又は請負わせることはできない。また、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせることができない。

(3) 再委託の承認

契約の一部を第三者に委任し、又は請負わせようとするときは、あらかじめ書面による県の承認を得なければならない。ただし、以下に定める「その他、簡易な業務」業務を第三者に委任し、又は請負わせるときは、この限りではない。

① その他、簡易な業務

ア 資料の収集・整理

イ 複写・印刷・製本

ウ 原稿・データの入力及び集計

エ その他、上記以外に容易かつ簡易な業務がある場合は、県と別途協議を行った業務

## 10 その他

(1) 本事業は、沖縄振興特別推進交付金などを活用して実施するものであり、受託者においては、補助金等に係る予算の執行適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）に基づき、適正に執行する必要がある。

(2) この仕様書に定めない事項及び疑義が生じた場合は、受託者と委託者の双方が協議して定める。